

現場説明書（技術的事項）

工事名 福山市深津交流館改築植栽工事

1. 現場の状況

- ・本施設は工事期間中も通常業務を行っており、職員及び市民の利用があります。
また、休日や夜間の利用もあります。

2. 留意事項

- (1) 工事期間中も施設の利用があります。施設管理者及び監督員と日程調整を行い、利用者への影響を最小限にするよう配慮してください。
- (2) 工事期間中は工事の安全はもとより、周辺地域及び第三者に対して細心の安全対策を講じてください。
- (3) 工事場所付近は保育園・小学校が隣接し、周辺道路は通園・通学路となっています。工事車両等は登下校の時間帯を避けて出入りするなど、周辺地域への配慮をお願いします。
- (4) 工事車両の駐車場、工事作業員の動線については施設管理者と十分協議してください。
- (5) 敷地内を走行する際は周囲の安全確認を行い、徐行運転を行うなど、安全に配慮してください。
- (6) 工事に伴う施設利用は最小限にとどめてください。また、工事で既存建築物に損傷を与えた場合は受注者負担により速やかに復旧してください。
- (7) 契約後は速やかに施工計画書等を提出し、監督員の承諾を受けてください。
- (8) 工事用水、電力については、受注者負担により確保してください。

3. 別途工事

- ・なし

4. 工事における「第20回世界バラ会議福山大会2025」ロゴの標示について

「第20回世界バラ会議福山大会2025」が2025年5月18日から24日にかけて開催されます。ついては、周知と機運醸成を図るため、工事現場に掲げる標識として、大会ロゴの標示のご協力をお願いします。

- (1) 使用するロゴは「第20回世界バラ会議福山大会2025ロゴ利用規程」に沿った指定のデザインとしてください。
- (2) 「第20回世界バラ会議福山大会2025ロゴ利用規程」に定められた「大会ロゴ利用許諾申請書」の提出は不要です。

- (3) 使用する大会ロゴは「大会ロゴデザインガイド」にて配色等が定められているので留意してください。
- (4) 大会ロゴの標示は任意事項とし、標示する際は、発注課へ連絡してください。
- (5) ロゴ標示期限は2026年（令和8年）3月31日です。
- (6) デザインデータについては福山市建設管理部技術検査課へ問合せください。

福山市建築工事特記仕様書

I 工事概要

1. 工事名称
福山市深津交流館改築植栽工事

2. 工事場所
福山市東深津町六丁目7番1号

3. 用途地域
第一種住居地域

4. 防火地域
・ 防火地域
・ 準防火地域
○ 指定なし

5. 工事種別
○ 新築
・ 増築

6. 敷地面積
2,010.09㎡

7. 建物概要

構造	木造 平家建
1) 面積	建築面積 656.12㎡ 延べ面積 579.20㎡
2) 面積	床面積 579.20㎡
IF	579.20㎡

3) 付属施設

物置1	11.35㎡	物置6	6.38㎡
物置3	4.84㎡		
物置4	6.38㎡		
物置5	6.38㎡		

8. 別途工事

- ・ 建築主体工事（外構工事共）
- ・ 都市ガス設備工事
- ・ 電気設備工事
- ・ カーテン取付工事
- ・ 給排水衛生設備工事
- ・ 冷暖房換気設備工事

※ 本工事の工期は設備工事の工期と工事検査期間としての14日を含んでいる。
※ 契約締結後14日以内に実施工程表を提出する。
※ 本工事は、法定外の労災保険を見込んでいます。

II 建築工事仕様

1. 共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版（以下「建築標準仕様書」という。）による。ただし、アスベスト成形板の処理等は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版（以下「建築改修標準仕様書」という。）による。

電気設備工事及び機械設備工事を本工事を含む場合は、それぞれ公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）による。

(1) 官公署手続き
受注者は関係官公署への必要な手続きを代行する。（官公署手続きは監督員の承諾後とする。）

(2) 地元企業及び地場製品の活用
受注者は、地元企業及び地場製品の積極的な活用に努める。

(3) 疑義に対する協議等
設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合は現場の納まり、取り合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督員と協議する。

2. 特記仕様

(1) 章、項目は番号に○印のついたものを適用する。
(2) 特記事項は○印のついたものを適用する。
○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
◎印と⊗印のついた場合は共に適用する。
(3) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、「建築標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。
(4) 材料および製造所等の記載順序は不問である。

3. 引渡し後、次に示す点検を行う。（○印のついたものを適用する。）
・ 引渡し後点検（第1次点検） 引渡し後の概ね1年後
・ 引渡し後点検（第2次点検） 引渡し後の概ね2年後

章	項	特記事項								
1 一般共通事項	① 適用基準等	・ 公共住宅建設工事共通仕様書（令和元年度版） ・ 建築工事標準詳細図 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修（令和4年版） ・ 建築構造設計基準及び同解説 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修（平成22年版） ○ 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）建設経済局建設業課・住宅局建築指導課監修 ○ 建築工安全施工技術指針 建設大臣官房官庁営繕部監督課長通達 ・ 建築改修標準仕様書 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（令和4年版） ・ 建築基準法、消防法、その他関係法令 ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律への対応 ・ 建築物移動等円滑化誘導基準（認定）								
	② 監理(主任)技術者	受注者は、監理技術者及び主任技術者を建設業法により定め、工事現場内において工事名、工期、写真、所属会社名及び証明印の入った名札を着用する。								
	3 工事実績情報の登録	※ 受注者は、次表に従い、工事実績情報を登録する。 登録内容について、あらかじめ監督員の承諾を受けたのちに、次表の期間内に登録申請を行う。 ただし、期間には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除く。 <table border="1"> <tr> <th>請負金額</th> <th>工事受注時</th> <th>登録内容の変更時</th> <th>工事完成時</th> </tr> <tr> <td>500万円以上</td> <td>契約後10日以内</td> <td>変更契約後10日以内</td> <td>工事完成後10日以内</td> </tr> </table> 変更登録は、工期、技術者等に変更が生じた場合に行う（請負代金のみ変更の場合、登録不要） ※ 登録後は速やかに登録されたことを証明する資料を監督員に提出する。 なお、変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。（登録要）	請負金額	工事受注時	登録内容の変更時	工事完成時	500万円以上	契約後10日以内	変更契約後10日以内	工事完成後10日以内
	請負金額	工事受注時	登録内容の変更時	工事完成時						
	500万円以上	契約後10日以内	変更契約後10日以内	工事完成後10日以内						
	4 別契約の関連工事との調整等	施工範囲 「工事区分表」による。 関連工事との調整 ※ 別契約の関連工事受注者が足場などを使用する場合は無償とする。 ※ 別契約の関連工事受注者と工程を含めた総合的な打合せを定期的に行い、監督員の調整に協力し、当該工事関係者とともに円滑な施工に努める。								
⑤ 施工管理	受注者は施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。（1.3.1） ※ 施工体制台帳（建設業法等に従って作成し、写しを提出する。）（1.1.5） 技術者台帳（施工体制台帳に添付） 監理技術者・主任技術者（下請を含む）及び専門技術者の写真、名前、生年月日、所属会社名を記載する。 ※ 施工体系図（建設業法に基づき、当該現場の見やすい場所に掲示する。）									
6 電気保安技術者	・ 適用する ・ 適用しない									
⑦ 施工条件	○ 作業時間は、原則午前8時から午後5時までとし、通学時間帯を考慮すること。 ○ 日曜日及び祝日に作業を行わないこと。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りではない。									

章	項	特記事項																		
8	⑧ 施工中の安全確保	・ 労働安全衛生法第30条第2項の規定に基づく指名 ・ 有り ○ 無し（1.3.7） ○ 工事中は、騒音、振動の発生、粉塵の飛散（散水）、道路の汚染等の防止に努めること。 ※低騒音型・低振動型建設機械を使用すること（近隣住民の生活環境の保全の必要性がある場合） ・ 本工事は、交通誘導員として 人を見込んでいる。 交通誘導員の配置については、実施位置（原本）および配置状況のわかる立会写真の撮影を行い監督員に提出する。																		
	⑨ 発生材の処理	・ 引渡しを要するもの（ ） ・ 現場において再利用を図るもの（ ） ※ 再資源化を図るもの ・ アスファルトコンクリート ・ コンクリート ・ 木材 ・ コンクリート及び鉄からなる建設資材 ※ 上記以外のものはすべて構外に搬出し、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下、「資源有効利用促進法」という。）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という）その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い適正に処理する。 ※ 建設副産物情報交換システム（COBRIS）（財）日本建設情報総合センター 本工事は登録対象工事であるため、受注者は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの登録を行うものとする。 また、建設リサイクル法に規定する建設資材を搬入（搬出）する場合は、次表により計画書（実施書）を提出する。なお、これにより難い場合は、監督員と協議する。 <table border="1"> <tr> <th></th> <th>施工計画時</th> <th>工事完了時</th> </tr> <tr> <td>搬入</td> <td>再生資源利用計画書</td> <td>再生資源利用実施書</td> </tr> <tr> <td>搬出</td> <td>再生資源利用促進計画書</td> <td>再生資源利用促進実施書</td> </tr> </table> ※ 本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場へ搬入する建設廃棄物については、広島県産業廃棄物処理税が課税される。 なお、本工事は広島県産業廃棄物処理税相当額を含んでいる。		施工計画時	工事完了時	搬入	再生資源利用計画書	再生資源利用実施書	搬出	再生資源利用促進計画書	再生資源利用促進実施書									
		施工計画時	工事完了時																	
搬入	再生資源利用計画書	再生資源利用実施書																		
搬出	再生資源利用促進計画書	再生資源利用促進実施書																		
⑩ 建築材料等	建築材料の製造所、製品及び施工業者などは、特記されたもの又は同等のものとする。ただし、同等とする場合は、監督員の承諾を受ける。 また（社）公共建築協会が実施する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」によって所要の品質・性能を有することの評価を受けた材料・機材等を使用する場合は、評価書の写しを監督員に提出する。 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。「グリーン（1.4.1）購入法」という）により、環境負荷を低減できる材料を選定するように努める。 材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。 工事に使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。 本工事の施工に当たり、東洋ゴム化工品（株）又はニッタ化工品（株）で製造された製品や材料を用いる場合には、第三者機関による品質を証明する書類を提出すること。																			
11	特別な材料の工法																			
12	技能士	<table border="1"> <tr> <th>工事別</th> <th>適用種別</th> <th>工事別</th> <th>適用種別</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	工事別	適用種別	工事別	適用種別														
工事別	適用種別	工事別	適用種別																	
13	化学物質の濃度測定	受注者は、引渡し前に次の対象物質について室内空気中に含まれる濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督員に報告する。 対象物質 ・ 4項目（ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン） ・ 5項目（ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、スチレン、エチルベンゼン） ^(注) ・ 6項目（ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、スチレン、エチルベンゼン、パラジクロロベンゼン） (注) 文部科学省の「学校環境衛生の基準」による。																		
14	アスベスト含有成形板の処理等	測定方法 ※ 計画書を提出し、監督員の承諾を受ける。 対象者名 測定箇所数 処理を行うアスベスト含有成形板の仕様及び部位 <table border="1"> <tr> <th>アスベスト含有成形板の仕様</th> <th>使用部位</th> </tr> <tr> <td>・ 石綿スレート</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 石綿メントレイドカルシウム板</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ その他（ ）</td> <td></td> </tr> </table> ※ 事前に施工調査等により広く確認を行う。 安全管理 ※ 石綿作業主任者 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下、「石綿則」という。）に基づき、石綿作業主任者を選定する。なお、石綿作業主任者は、石綿作業主任者技能講習修了者、又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者の有資格者とする。 ・ 除去作業 アスベスト含有建材の除去に従事する作業者（以下「除去作業者」という。）は、石綿側に基づく特別の教育を受けた者とする。 ・ 表示及び掲示 作業現場の見やすい場所に、石綿則第34条に基づく掲示をする。 除去作業者の呼吸用保護具・保護衣 ・ 呼吸用保護具（国家検定合格品 ・ R L 2又はRS 2 ・ ） ※ その他の仕様は建築改修標準仕様書による。（建築改修標準仕様書 9.1.5）	アスベスト含有成形板の仕様	使用部位	・ 石綿スレート		・ 石綿メントレイドカルシウム板		・ その他（ ）											
		アスベスト含有成形板の仕様	使用部位																	
・ 石綿スレート																				
・ 石綿メントレイドカルシウム板																				
・ その他（ ）																				
<table border="1"> <tr> <th>分類</th> <th>規格</th> <th>撮影枚数</th> <th>提出部数</th> </tr> <tr> <td>着手前</td> <td>L判程度（カラー）</td> <td>必要に応じた数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td>L判程度（カラー）</td> <td>必要に応じた数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>完成時</td> <td>L判程度（カラー）</td> <td>各室4面</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 L判程度（カラー）</td> <td>外景4面</td> <td></td> </tr> </table> 着手前・工事中写真 ※ A 4判印刷、若しくはA 4判写真機 完成時写真 ※ アルバム（A 4判程度） ○ 写真機（検査後14日以内に提出する。） 原簿の提出 ※ する（※ 完成時のみ ・ 全て） ○ しない（電子データ形式等は、監督員の指示による。）	分類	規格	撮影枚数	提出部数	着手前	L判程度（カラー）	必要に応じた数	1	工事中	L判程度（カラー）	必要に応じた数	1	完成時	L判程度（カラー）	各室4面	1		2 L判程度（カラー）	外景4面	
分類	規格	撮影枚数	提出部数																	
着手前	L判程度（カラー）	必要に応じた数	1																	
工事中	L判程度（カラー）	必要に応じた数	1																	
完成時	L判程度（カラー）	各室4面	1																	
	2 L判程度（カラー）	外景4面																		
16	完成時の提出図書	速やかに次の図書を提出する。 ※ 竣工図（※ 完成図 ・ 承諾図 ・ 施工図） ・ A 3判を2つ折りにして製本 ・ 部 ・ 部 ・ 竣工図電子データ一式（竣工図電子データ作成要領による。） ・ CADデータ（媒体（CD-R等）、データ形式等は監督員の指示による。） 保安に関する資料																		

章	項	特記事項																																														
17	① 保証書	次の工事について保証書を提出する <table border="1"> <tr> <th>工事区分</th> <th>材料名</th> <th>保証年限</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">・ 防水工事</td> <td>・ アスファルト防水</td> <td>10年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 改質アスファルト防水</td> <td>10年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 合成高分子フルーフィング防水</td> <td>10年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 塗膜防水</td> <td>10年</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">・ 屋根工事</td> <td>・ 長尺金属葺き</td> <td>年</td> <td>漏水の場合等</td> </tr> <tr> <td>・ 折板葺き</td> <td>年</td> <td>漏水の場合等</td> </tr> <tr> <td>・ 瓦葺き</td> <td>年</td> <td>漏水の場合等</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">・ 防錆工事</td> <td>・ フローリング及び塗装</td> <td>年</td> <td>・ 7&・ スリッパ ・ FRP</td> </tr> <tr> <td>・ 特殊床工事</td> <td>年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ プール工事</td> <td>年</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ 塗装（通常塗装の場合）</td> <td>年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 植栽工事</td> <td>○ 活畜</td> <td>1年</td> <td>枯死の場合</td> </tr> </table>	工事区分	材料名	保証年限	備考	・ 防水工事	・ アスファルト防水	10年		・ 改質アスファルト防水	10年		・ 合成高分子フルーフィング防水	10年		・ 塗膜防水	10年		・ 屋根工事	・ 長尺金属葺き	年	漏水の場合等	・ 折板葺き	年	漏水の場合等	・ 瓦葺き	年	漏水の場合等	・ 防錆工事	・ フローリング及び塗装	年	・ 7&・ スリッパ ・ FRP	・ 特殊床工事	年		・ プール工事	年				・ 塗装（通常塗装の場合）	年		○ 植栽工事	○ 活畜	1年	枯死の場合
	工事区分	材料名	保証年限	備考																																												
・ 防水工事	・ アスファルト防水	10年																																														
	・ 改質アスファルト防水	10年																																														
	・ 合成高分子フルーフィング防水	10年																																														
	・ 塗膜防水	10年																																														
・ 屋根工事	・ 長尺金属葺き	年	漏水の場合等																																													
	・ 折板葺き	年	漏水の場合等																																													
	・ 瓦葺き	年	漏水の場合等																																													
・ 防錆工事	・ フローリング及び塗装	年	・ 7&・ スリッパ ・ FRP																																													
	・ 特殊床工事	年																																														
	・ プール工事	年																																														
		・ 塗装（通常塗装の場合）	年																																													
○ 植栽工事	○ 活畜	1年	枯死の場合																																													
18	施工図及び施工計画書	提出した施工図及び施工計画書の著作に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする																																														
19	情報共有システム	本工事は、インターネットを利用して、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、効率化を図る情報共有システムの対象工事である。 本工事で利用する情報共有システムは、「広島県工事中情報共有システム」とし、当該サービス提供者との契約は受注者が行い、利用料を支払うものとする。 運用に当たっては、「福山市発注工事における情報共有システム利用実施要領（建築工事）及び「情報共有システム利用手引（建築工事）」によるものとする。 ・ 発注者指定型 共通仮設費として除法共有システムの利用料を見込んでいる。 受注者は、本システムを利用できない特別の事由がある場合は、工事着手までに当該事由を記載した工事打合せ簿を監督員に提出し、その承諾を得ることで本システムを利用しないことができる。 ・ 受注者希望型（契約時の請負金額が500万円以上のものに限り） 工事費には情報共有システムの利用料を見込んでいない。 本システムの利用を希望する受注者は、工事着手までに工事打合せ簿により、監督員にその旨を申し出て、本システムを利用するものとする。 その場合の請負金額の変更については、情報共有システムの利用料を共通仮設費に見込むものとし、本システムの利用を確認した後に変更契約を行うものとする。																																														
23	① 植栽地の確認	土壌の水素イオン濃度指数、電気伝導度等の試験 ・ 行う ※ 行わない（23.1.3）																																														
	② 植栽基盤	植栽基盤 ○ 適用する ・ 適用しない（ただし、芝及び地べらの植栽の場合は整備する。）（23.2.2） 有効土層の厚さ（cm）（表23.2.1） <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">樹高</th> <th colspan="3">樹木</th> <th rowspan="2">芝、地べら</th> </tr> <tr> <th>高木</th> <th>3~7m未満</th> <th>低木</th> </tr> <tr> <td>樹高</td> <td>12m以上</td> <td>7~12m未満</td> <td>3m未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有効土層</td> <td>※ 100</td> <td>※ 80</td> <td>※ 60</td> <td>※ 20</td> </tr> <tr> <td>土層</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </table> 工法 樹木 ※ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 芝及び地べら ※ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 土壌改良材 ※ バーク堆肥 ・ 汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	樹高	樹木			芝、地べら	高木	3~7m未満	低木	樹高	12m以上	7~12m未満	3m未満		有効土層	※ 100	※ 80	※ 60	※ 20	土層	・	・	・	・																							
樹高	樹木			芝、地べら																																												
	高木	3~7m未満	低木																																													
樹高	12m以上	7~12m未満	3m未満																																													
有効土層	※ 100	※ 80	※ 60	※ 20																																												
土層	・	・	・	・																																												
③ 支柱材	支柱材 ※ 杉の焼丸太 ・ 竹																																															
4	芝	種類 ※ コウライシバ ・ ノシバ																																														

福山市建設局建築部営繕課					2025年 3月
主務	課員	次長	課長補佐	営繕課長	建築部長

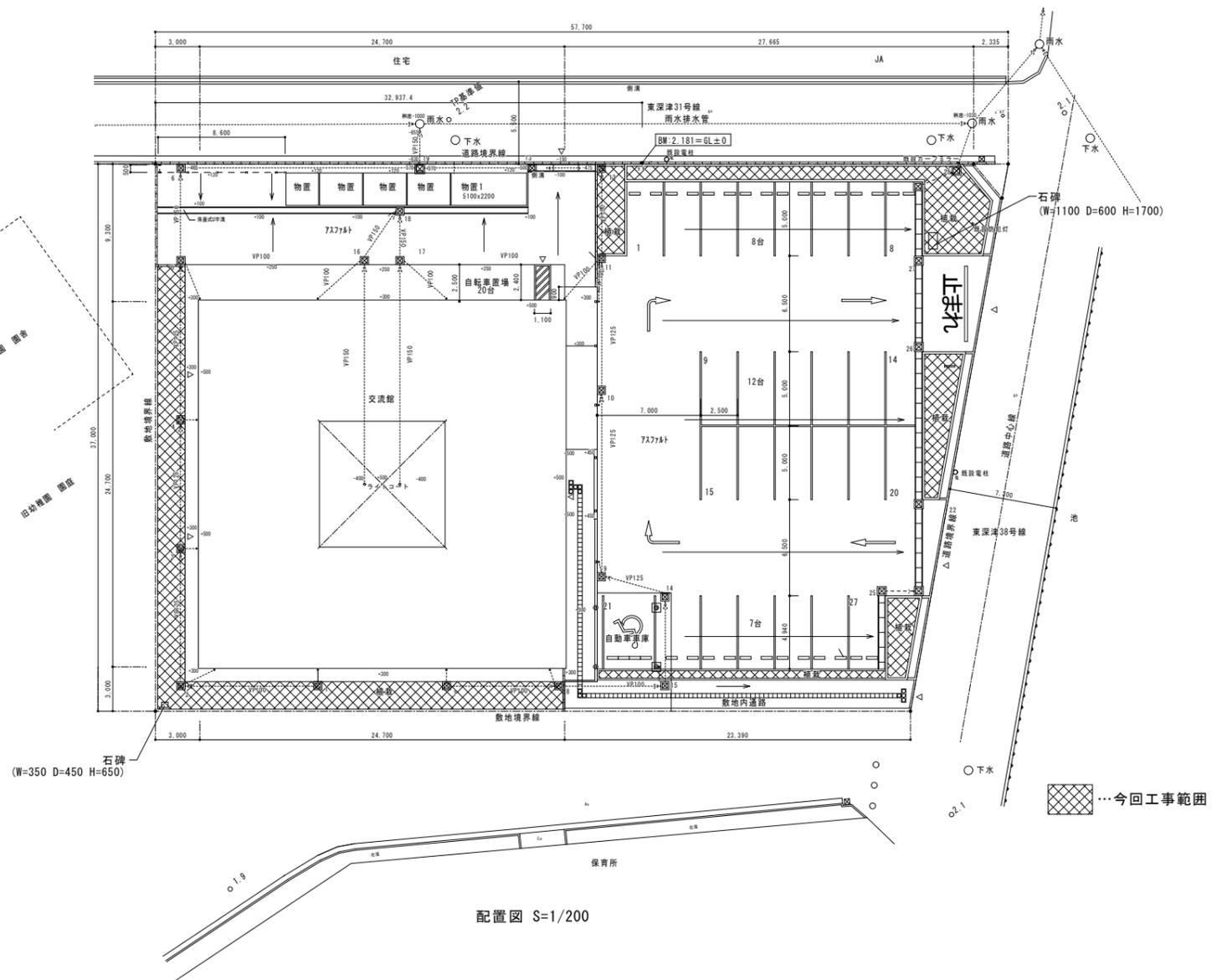
記号・略号		（構造材料）				（建築関係）				（塗装関係）					
B M	ベンチマーク	U P	上がる	S R C	鉄骨鉄筋コンクリート	C B	コンクリートブロック	A D	アルミ製ドア	S S	鋼製シャッター	W W	木製窓	S L	鋼製リングリググリルシャッター
G L	基準地盤面	D N	下がる	R C	鉄筋コンクリート	S	鉄（鋼）	A W	アルミ製窓	S T D	ステンレス製ドア	W G	木製ガラリ	S T L	ステンレス製リングリググリルシャッター
F L	基準床面	P S	パイプスペース	P C	プレキャストコンクリート	W	木	A G	アルミ製ガラリ	S T W	ステンレス製窓	F	ふすま	S P	鋼製間仕切り
W	内法巾	D S	ダクトスペース	A L C	軽量気泡コンクリート	L G S	軽量形鋼	S D	鋼製ドア	S T G	ステンレス製ガラリ	T W	強化ガラス製ドア	T D	強化ガラス製窓
H	内法高	E V	エレベータ					S W	鋼製窓	S T S	ステンレス製シャッター	T S	強化ガラス製窓	A L	アルミ製リングリググリルシャッター
								S G	鋼製ガラリ	W D	木製ドア				

訂正	月	日														
 原 設 計 株 式 会 社 〒720-0805 福山市御門町一丁目12番15号 TEL 084-922-3213 FAX 084-922-3214 一般建築士事務所広島県知事登録第 22 (1) 0409 号 一級建築士 第 293830号 甲斐 宣行										担当	設計年月	福山市建設局建築部営繕課	工事名称	福山市深津交流館改築植栽工事	区分	植栽
										作図	東更年月	図面番号	縮尺	図面番号		
												特記仕様書	-	P-01		

縮尺率	A-1: 100%
	A-2: 71%
	A-3: 50%



付近見取図



配置図 S=1/200

訂正	月日	


原設計株式会社
 〒720-0805 福山市御門町一丁目12番15号 一級建築士事務所 広島県知事登録第 22 (1) 0409 号
 TEL 084-922-3213 一級建築士
 FAX 084-922-3214 第293830号 甲斐 宣行

担当	設計年月	福山市建設局建築部営繕課
-	令和 5年 3月	
作図	変更年月	

工事名称	福山市深津交流館改築補修工事
図面名称	付近見取図・配置図

縮尺	1:200
図面番号	P-02

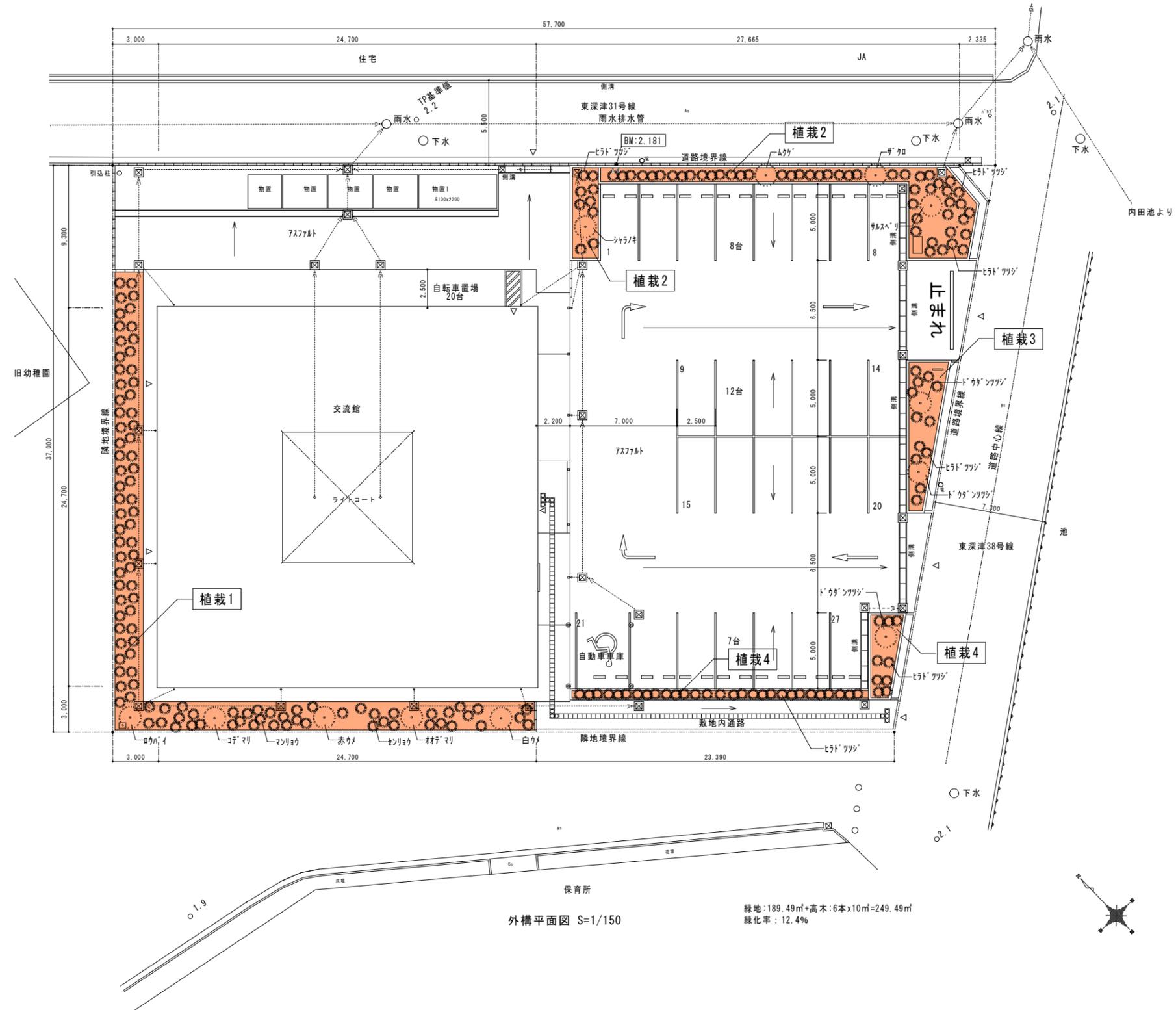
縮尺率	A-1: 100%
	A-2: 71%
	A-3: 50%

区分	補栽
----	----

植栽リスト

番号	種類	寸法			数量	備考
		H	C	W		
1	オタフクナンテン	0.3		0.3	180株	
	シャクヤク	0.3		0.3	9株	
	白ウメ	2.0	0.1	1.0	1本	杉支柱丸太φ60 L-900
	赤ウメ	2.0	0.1	1.0	1本	杉支柱丸太φ60 L-900
	ロウバイ	2.0		0.6	1本	杉支柱丸太φ60 L-900
	センリョウ	0.5			1株	
	マンリョウ	0.2			1株	
	オオデマリ	1.0			1本	3本立
	コデマリ	1.0			1本	3本立
	白スイセン				27株	宿根
	黄スイセン				27株	宿根
カスミソウ				45株	宿根	
2	オタフクナンテン	0.3		0.3	200株	
	シャラノキ	2.5	0.1	0.6	1本	杉支柱丸太φ60 L-900
	ムクゲ	2.0		0.6	1本	杉支柱丸太φ60 L-900
	サルスベリ	2.5	0.12	1.0	1本	杉支柱丸太φ60 L-900
	ザクロ	約1.0			1本	苗木
	ヒラドツツジ	0.8		0.8	3本	
	シバザクラ				400株	宿根
3	オタフクナンテン	0.3		0.3	50株	
	ドウダンツツジ	1.0		0.5	2本	
	ヒラドツツジ	0.8		0.8	1本	
	シバザクラ				100株	宿根
4	オタフクナンテン	0.3		0.3	80株	
	ドウダンツツジ	1.0		0.5	1本	
	ヒラドツツジ	0.8		0.8	1本	
	ラベンダー				110株	宿根

※客土(畑土程度) 3㎡花壇内敷均し



土壌改良剤・堆肥使用量一覧表

形状 (cm)	ウツトニス	n-ク堆肥	n-ラット	
	(個) 使用量	(L) 使用量	(L) 使用量	
中低木				
(樹高) 30未満	2.0	0.8	0.8	
30以上 50未満	3.0	1.4	1.4	
50以上 80未満	4.0	2.3	2.3	
80以上 100未満	6.0	3.0	3.0	
100以上 150未満	10.0	6.1	6.1	
150以上 200未満	20.0	10.9	10.9	
高木				
(幹周) 9未満	10.0	9.1	9.1	
9以上 12未満	13.0	12.4	12.4	
12以上 15未満	15.0	15.3	15.3	
15以上 18未満	18.0	19.8	19.8	
18以上 20未満	20.0	24.7	24.7	
20以上 25未満	25.0	34.5	34.5	
25以上 30未満	30.0	49.9	49.9	
30以上 35未満	40.0	64.2	64.2	
35以上 45未満	50.0	108.8	108.8	
45以上 60未満	60.0	193.9	193.9	
60以上 75未満	80.0	323.7	323.7	
75以上 90未満	100.0	500.0	500.0	
地被類	㎡あたり	4.0	30.0	30.0

外構平面図 S=1/150

緑地: 189.49㎡+高木: 6本x10㎡=249.49㎡
緑化率: 12.4%

訂正	月	日

原設計株式会社
〒720-0805 福山市御門町一丁目12番15号
TEL 084-922-3213 FAX 084-922-3214
一級建築士事務所 広島県知事登録第 22 (1) 0409 号
一級建築士 甲斐 宣行 第 293830 号

担当	設計年月	福山市建設局建築部営繕課
作図	令和 5 年 3 月	
	変更年月	

工事名称	福山市深津交流館改築植栽工事
図面名称	植栽平面図

縮尺	A-1: 100% A-2: 71% A-3: 50%
縮尺	1:150
図面番号	P-03

参考数量書

§ 工事名称 福山市深津交流館改築植栽工事

§ 工事場所 福山市東深津町六丁目7番1号

特記事項

- 1 この数量書は、福山市建設工事請負契約約款1条に定める「設計図書」ではなく参考数量です。従って、契約後の変更等を含意するものではありません。
- 2 数量の算出は次の基準によっています。

※ 「建築数量積算基準・同解説」 (建築工事積算研究会制定)

設 計 書

工事名称 福山市深津交流館改築植栽工事

工事場所 福山市東深津町六丁目7番1号

【工事概要】
植栽工事 一式
高木 6本
中低木 521株
11本
地被類 209ポット
500ポット

【別途工事】
なし

植栽工事		植栽工事				
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
植栽基盤整備		190	m ²			
オオクワズミ	H0.3	510	株			
ジャコウ	H0.3	9	株			
白ウメ	H2.0	1	本			
赤ウメ	H2.0	1	本			
ロウバイ	H2.0	1	本			
センリョウ	H0.5	1	株			
マンリョウ	H0.2	1	株			
オオマリ	H1.0	1	本			
コマリ	H1.0	1	本			
白スズク		27	ポット			
黄スズク		27	ポット			
カスミソウ		45	ポット			
ジャコウキ	H2.5	1	本			
ムクゲ	H2.0	1	本			
ザルズリ	H2.5	1	本			
ザク	H1.0	1	本			
ヒラトツツジ	H0.8	5	本			
シバザクラ		500	ポット			
トウタツツジ	H1.0	3	本			

植栽工事		植栽工事				
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
パング-		110	ポット			
花壇植付け	花壇苗	64.5	m ²			
植付け(中低木)	樹高 50cm未満	520	株			
植付け(中低木)	樹高 50～100cm未満	1	株			
植付け(中低木)	樹高 50～100cm未満	5	本			
植付け(中低木)	樹高 100～200cm未満	6	本			
植付け(中低木)	樹高 200～300cm未満	2	本			
植付け(高木)	幹周 15cm未満	4	本			
支柱	添え柱型 一本	6	本			
客土	畑土程度	3	m ³			
ウッドエース	15kg/袋 960個/袋	3	袋			
ハーク堆肥	40L/袋	60	袋			
ハークライト	100L/袋	24	袋			
計						